とちぎ社労士 No.118

平成27年度通常総会

★平成27年度通常総会報告
★新三役からのコメント
★顧客開拓奮闘記
★特定社労士に合格して
★社労士自主研究会紹介
★会員からの寄稿
★３士業交流会紹介（とちぎ法務会計交流会）
★平成27年度県会主催研修会等開催予定のお知らせ
★平成27年度経営者向け社労士会セミナー
★高崎広域事務センターとの協議会
★新入会員のご紹介
★事務局だより
★編集後記

発　行
栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町3492－46
TEL 028（647）2028
（ホームページ）http://www.tochigi-sr.jp/
（Eメール）tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp
発行人　森　田　晃　光

平成27年度通常総会が開催されました

平成27年６月19日㈮日光千姫物語において、平成27年度通常総会が開催されました。

出席会員は54名（理事・監事を含む）、委任状による出席は168名となり、総会は成立いたしました。

総務委員長の田村敬子会員の司会により、物故会員に対する黙祷、会長挨拶、全国社会保険労務士会連合会会長大西健造氏挨拶、栃木労働局長堀江雅和氏挨拶のあと、議長団選出となり、県西支部より森英史会員と正田裕之会員が選出され、以下のとおり議事が進行されました。

第１号議案　平成26年度事業報告承認に関する件

第２号議案　平成26年度決算報告承認に関する件

以上は関連事項であるため一括審議され、監査報告後賛成多数で承認されました。

第３号議案　平成27年度事業計画（案）承認に関する件

第４号議案　平成27年度収支予算（案）承認に関する件

以上も関連事項であるため一括審議され、質疑応答後賛成多数で承認されました。

質疑応答の際、事前質問書により、労働紛争解決センター開設の予定についてとの質問がなされたが、全国的にセンターによるあっせん申立件数が非常に少ないことや、センター開設に要する経費の面からの費用対効果の効率が悪いなどの理由から、現在は開設する予定はないが、今後の理事会などで検討するとの回答がなされました。

第５号議案　会則改正承認に関する件については、出席者全員の賛成により承認されました。

第６号議案　任期満了に伴う役員の改選に関する件については、各支部より推薦された以下の理事、監事候補が役員として承認されました。

第７号議案　全国社会保険労務士会連合会総会に出席する代議員の選出に関する件

例年通り副会長、専務理事が出席することとなりました。

以上で通常総会は森田晃光副会長の閉会の言葉により、約２時間30分の審議を経て無事終了しました。

全国社会保険労務士会連合会会長　大西健造様

栃木労働局長　堀江雅和様

退　任　者

理事、監事の皆様、職責を全うしていただきお疲れさまでした。

藤田前監事、小梅前理事、田村前理事、藤沼前会長

承認された理事

（県央支部）　伊藤　公子　　小玉　高史　　近能　明正　　鈴木　悦子　　豊田　充穂
　　福田　哲夫　　森田　晃光
（県南支部）　太田代　徹　　須藤　忠良　　田邉　勇輝　　宮﨑　達也
（県西支部）　岡安　徹雄　　杵渕　　徹　　吉野　　浩　　渡邊　　徹
（県北支部）　斎藤　　学　　増渕　　孝　　室井　隆司

承認された監事

（県央支部）　箕輪　真理
（県南支部）　岩田　伸夫

新三役については、同日に開催された理事会により、以下の通り互選、選任されました。

■会　　長　森田　晃光
■副 会 長　鈴木　悦子
■専務理事　須藤　忠良

７月３日㈮に開催された理事会で、以下の通り支部長、常設委員会委員が決定しました。

県央支部長	近　能　明　正	県西支部長	渡　邊　　徹
県南支部長	田　邉　勇　輝	県北支部長	室　井　隆　司

総務委員会	委員長	杵　渕　　徹
	副委員長	福　田　哲　夫
	委　　員	田　邉　勇　輝
	委　　員	渡　邊　　徹
事業委員会	委員長	斎　藤　　学
	副委員長	山　川　荘　二
	委　　員	伊　藤　公　子
	委　　員	近　能　明　正
	委　　員	増　渕　　孝
	委　　員	宮　﨑　達　也
	委　　員	吉　野　　浩
広報委員会	委員長	小　玉　高　史
	副委員長	岡　安　徹　雄
	委　　員	太田代　　徹
	委　　員	豊　田　充　穂
	委　　員	室　井　隆　司

新三役からのコメント

■会　　長　森　田　晃　光

この度、会長という重責を担うことになり、大変身の引き締まる思いでいっぱいです。先日、地域協議会会長会と連合会理事会に出席し、会の代表という重みを改めて感じて来ました。

栃木会は、開業と非開業の会費が同額であること、入会金の特例がないことなど、全国的には特異な存在です。これは、連合会で決まったことであっても、取り入れることが良いかどうか、会として独自に判断してきた結果です。この良き伝統を受け継ぎ、会の運営に努めてまいりたいと思っております。

栃木労働局の発表によると、平成26年度に総合労働相談コーナーに寄せられた民事上の個別労働紛争相談件数は2,663件と、前年より減少したものの依然として高水準が続いています。労使紛争の発生は労使双方にとってマイナスであり、紛争を防止する適切な助言・指導も社会保険労務士の重要な役割だと考えております。そのための能力向上を目指し、研修をさらに充実したものにして行きたいと思っておりますので、皆様のご協力とご支援をお願い申し上げます。

■副 会 長　鈴　木　悦　子

この度、副会長という大任を仰せつかり、未熟者の私に務まるかと不安とともに、県会のためにお役に立つように頑張ろうと身の引き締まる思いで緊張しております。

早速６月30日に初仕事として、全国社会保険労務士会通常総会に代議員として出席してきました。連合会執行部の考え、また各単会の代表者の様々な意見を拝聴し、栃木県会の方針との相違も感じたところです。特に、全国の中で今まで歴代の栃木会の独自の考えを主張し貫いていくことの大変さを肌で感じてまいりました。

マイナンバー制度の導入により、社労士事務所も大規模事業所並みの安全管理対策をとってないと、１号・２号業務を受任できなくなる恐れがあるなど、社労士業務も大きく変わろうとしています。また、労働法規は経済法規ともいわれるように、社会情勢、経済情勢の変化にともなって、常に改正が行われています。社労士は今後ますます情報収集および知識の習得が求められますので、会員の皆様とともに自己研鑽に励んでいきたいと思います。

今後２年間、会長ならびに専務理事、各理事の方とともに、会員の皆様のお役に立つように会の業務に従事していきたいと思っております。ご協力の程をお願いいたします。

■専務理事　須　藤　忠　良

専務理事を再任して

日頃より会員の皆様には、会の運営や委託業務についてご協力いただき、有り難うございます。平成27年度の通常総会をもって専務職を再任されました。最初の２年間、特に就任当初は無我夢中で、来た案件を処理するのがやっとでした。あっという間に過ぎたような気がします。仕事にも慣れてきて今は順調に進んでいると思います。今年度より、森田会長、鈴木副会長が就任し、新たな体制がスタートします。もっともこのお二人は、役員としての期間も長く、すべてわかっていらっしゃる方ですので、今まで通り何も心配はなく、適切な指示を戴き、私も仕事に専念できると思います。専務は、事務局として全ての要でありますので、会員の皆様のお役に立てるよう、頑張って参る所存でございますので、よろしくお願いいたします。

（私から要望があるとすれば唯一のお願いは、問題は起こさないで下さい。問題というのは、法を逸脱する行為、社労士の品格にもとる行為、顧客とのトラブル、会社よりになり過ぎての労働者とのトラブル、理不尽なことを押し通そうとしての行政とのトラブルなどです。）

顧客開拓奮闘記

県南支部　福　島　健　寿

開業したのは、2011年９月。あれから３年経過したことになる。私の場合、胸を張れるような企業勤務の経歴はない。開業したての頃、訪問先の社長から「前職はなんですか？」とよく質問された。おそらく自信のなさが表れていたのだろう。少しは業務に慣れてきた今、同じような質問をされることも減り、されても何とも思わなくなった。士業で生き抜くには、驕りはいけないが自信を持つということが大切だ。

自信といったけれども、恥ずかしいぐらい自信のない自分だった。私は開業する前に先輩社労士の元で見習の場の機会を与えてもらった。営業経験のない自分は、とにかく接客が苦手。電話に出てもお客様の用件もうまく聞き取れない。「同行」というお客様の元に先生と一緒に同伴させてもらうことを、何回もしてもらった。教育訓練でいえばＯＪＴということだろう。ビジネスマナーの基本、お客様の信頼をつかむ方法、ヒアリングの方法。このときの経験がなかったら、もっともっと遠回りをしていたかもしれない。

たいして自信もない自分が開業登録をした。やはり、経験したことのない仕事を受注することが不安で、受注がままならない。そんなとき、お世話になった先輩社労士のもとに駆け込む。その時にかけてもらった言葉が「とにかく仕事を取ってこい。それで分からなければ、いくらでも教えてやる。」その言葉で大きく吹っ切れたのだと思う。

その後は、がむしゃらだった。何かしら接点を作ろうと経営者が所属する団体にいくつか所属してみたりした。社労士の仕事の発注主は経営者のことが多いからだ。酒席の機会が多いので出費が多く、仕事のない自分には正直苦しかった。直接仕事に結びつくことは少なかったけれども、その後の人脈の構築にはおおいに役に立っている。

いろいろと試行錯誤の中で気づいたことを上げてみたいと思う。まず、たくさんの知識があることが仕事をすすめていく上で大切なのかと勘違いしてしまう。けれども、人間の頭は限度がある。開業当初はいろいろなことが分からないので闇雲に手続きの流れを覚えようとしていた。だが、スマートフォンなどですぐ調べ物ができるようになった現在では、お客様は手続代行だけでは見向きはしてくれない。お客様が何を求めているのか、どのようなサービスであればお金を支払ってくれるのか。その事について深く考えた。

次に困ったのは、いくら請求をしていいのかさっぱり分からなかったことだ。インターネットの普及により簡単に費用の比較をすることができる。お客様も少しでも安いところで依頼したいようだ。開業したては仕事の量が少ないので、どうしても安い報酬金額にて仕事を受注してしまう。お客様も、もう少し安くならないかと値引きをしてくる。受注が少しは増えたものの報酬総額はたいして増額しない。これでは労務管理の専門家であるよりもだだの事務代行ではと疑問に思うようになる。価格が低いと実際に良いサービスは提供できないと痛感し、報酬形態の構築を模索した。

そんな私も開業当初に無謀な目標を立てた。労働保険事務組合を設立すること。今年の４月１日に無事認可を得た。私の申請前、３年間申請はなかった。申請要件がかなり厳しくなったのではという話もあり、結果がでるまでかなりの不安があった。ＳＲ経営労務センターがある県は、事務組合を設立することはかなり難しいということだ。栃木会では、先輩方々のおかけで、ＳＲセンターがない。今回私が認可を受けたことで、栃木労働局では、きちんとした手続要件を満たしていれば、現時点でも事務組合が認可されるということが確認できたと思う。いろいろな事務所のスタイルがあるが、事務組合の設立を目標にするのも顧客開拓の励みになるのではないだろうか。

最後に私ごとになってしまうが、自分に社労士の基本を教えてくれた先生、困ったときにいつもやさしく手ほどきしてくれる先生、ぶらりと顔をだすと自らお茶をいれて和ませてくれる先生。日常の業務に大きな不安を抱えずに取り組むことができるのも、多くの方に支えてもらっているからだと思う。ありがとうございます。

特定社労士に合格して

県西支部　宮　下　恭　子

動機 … 常日頃、顧問先の労使間トラブル予防に努めているつもりですが、「もし顧問先があっせん申し立てを受けた場合に、特定社労士であれば自分が代理人になれるよ」という先輩社労士の言葉がきっかけとなり特定社労士試験に挑むこととしました。

特別研修 … 長く拘束された時間でしたが見方を変えると有名な先生の講義を受けられ、支部を越えた先輩方と討論し合い、ゼミナールにおいては講師である弁護士に質問し意見交換でき刺激のある有意義な研修でした。法律の基本は民法・憲法であることを改めて考えさせられました。恥ずかしながら、今まで実務の７割は労働基準法・労働契約法で対応してきましたが、あっせん代理業務となると、民法の力を借りることとなりますし、幅広い法律知識が必要になってきます。試験自体は筆記で、普段パソコンに頼り文字を書き慣れていないのと、一度書いたものを訂正することに苦戦し、今までで一番時間配分に気を使った試験だったと思います。また私の場合、急な電話に対応できない旨と研修スケジュールを全社に知らせておいたので、お客様に結果を聞かれるかなりプレッシャーのある試験でした。

今後の展開 … 結果を伝えるとお客さまも喜んでくれて新たな信頼関係が出来たと思います。ただ合格しただけであっせん業務がすぐに出来るかと言えば、正直まだまだ能力が伴っていません。労使どちらの立場で依頼を受けても、より良い解決の方向に向けて交渉して行けるよう更なる法律知識の取得に励み、ひいては事業主が適正に雇用が行える労務環境整備と労働者が安心して働ける職場環境づくりに勤しみ、企業の発展に貢献したいと思います。

県央支部　北　山　茂　治

私は社会保険労務士となった翌年に特定社会保険労務士の特別研修を受講し、その後、紛争解決手続代理業務試験を受験し、幸いなことに合格しました。

急いで受けたことには理由があります。世間では特定社会保険労務士の資格は社会保険労務士資格の上位資格と考えている人が多いこと、新米社会保険労務士には必要な資格であること、そして、まだ時間があるうちに研修を受け合格したいと考えたからです。栃木県社会保険労務士会の主催する研修は、土曜日・日曜日に研修を集中させていただいており、とても助かりました。

特別研修の最初は中央発信講義（ビデオ研修）で、これはガマンの研修でしたが、次のグループ研修は、あっせん申請書と答弁書を作成するとても有意義な研修でした。そして最後の東京有明でのゼミナールは、弁護士が講師となり受講生に質問する形式の研修でとても緊張した研修でした。紛争解決手続代理業務試験は、最後のゼミナールの終了後に即試験というタイトなスケジュールで、更に試験は書き直しができないボールペンでの筆記形式と、とても緊張をしいる試験でした。

一番の収穫は、一緒に受講した社会保険労務士の皆さんとアドバイザーからさまざまな話を聞くことができ、皆さんの仕事に対する考え方を聞けたことです。このことで私の認識も大きく変わりました。社会保険労務士の役割は未然に労使間のトラブルを防止することで労働紛争までに至らないように努力することだとの認識が生まれました。そして今回の研修・試験で得た知識・認識を今後お客さまへの相談・アドバイスに役立てていきたいと思うようになりました。

～シリーズ～

社労士自主研究会　第6回　さむらい会

さむらい会は新規会員を募集しております。さむらい会は紛争解決手続代理業務資格を持つ特定社会保険労務士（以下　特定社労士）を中心とした勉強会です。これから特別研修を受けて特定社労士になろうと志しをお持ちの方でも構いません。現在特定社労士であろうとなかろうとぜひとも手を挙げましょう。いっしょに学びましょう。

労働局の労働相談件数を確認するまでもなく、いじめ・嫌がらせ、解雇等々の相談を関与先の社長さん、総務担当者から数多く受けていると思います。労働局から『あっせん』の通知を受けてどうしたらいいのか困惑してしまった社長さんに成り代わって、代理して『あっせん』に臨みます。補佐人として社長さんの隣りに付き添うだけでもだいぶ違います。無事合意文書が交わされ、社長さんから「○○さんのお蔭で助かったよ。これで落ち着いて仕事に専念できるよ」と感謝されたなら、特定社労士冥利に尽きるところです。でもそう毎回うまくいくばかりではありません。あっせんがもの別れになって結局弁護士のお世話になってしまう場合もあります。こうした成功事例、失敗事例など現実に起きている生（なま）の事例を輪番で持ち寄り討議します。『あっせん』の事例がなかった場合は日頃、対応に苦慮している事案について意見を交わします。

勉強会のあとには、不定期で懇親会をひらきます。懇親会ではまだ社労士登録の浅い会員からベテランの会員までざっくばらんな話しが進みます。「勉強会に著名な弁護士を招きたいですね」「こないだ○○県社労士会の勉強会にも参加してきましたよ」等々話しは尽きません。

特定社労士に興味ある方、そろそろ試験受けなきゃとお考えの方、ぜひ近くの会員にお声かけてください。新しい風をお待ちしております。

《勉強会要綱》

日　時：２か月に１回程度15時～17時

会　費：年会費　12,000円　　勉強会時資料代　1,000円

事務局(会場)：社会保険労務士法人ＴＭＣ宇都宮支店（℡028－666－3005　担当：葛西）

《平成26年度、27年度の活動状況》

26年４月　物流業界の就労管理
６月　労働者側からのあっせん事例（懇親会あり）
８月　労使トラブル事例
10月　研修旅行
12月　労働委員会のあっせんについて（懇親会あり）
27年２月　社労士法改正について（懇親会あり）
３月　ＳＷＯＴ分析コンサルティングについて
５月　解雇に伴う個別労働紛争（懇親会あり）
５月　有志によるゴルフコンペ

《メンバー紹介》

池田　功　岡部　正治　岡部　邦栄　越智　菊男　葛西美奈子　瀧　英起　鶴見　栄
馬場　成之　宮﨑　達也　山口　徹実　その他ビジター参加者２～３名

会員からの寄稿

障害年金の壁　～電話相談への思い～

県央支部　三　村　美奈子

私は、開業以来自分の事務所で障害年金の無料電話相談を続けています。また、全国の社労士でつくるＮＰＯ法人「障害年金支援ネットワーク」の一員としても、全国の障害者の方から無料電話相談を受け付けています。障害年金支援ネットワークは、障害年金に詳しい社労士が会員となっていますので、情報交換の質は高く、同じ使命をもった仲間からは多くの刺激をうけています。

電話相談は、簡単な公的年金制度の話から、審査請求や再審査請求の相談までさまざまです。また、「障害年金を知らずに老齢基礎年金を繰り上げてしまった」「何十年も前の初診日の証明がとれない」「医師が診断書を書いてくれない」等対応が難しい相談もあります。さまざまな障害年金の壁にぶつかって、精神的に辛くなり電話をかけてこられる方も多いです。なかには、保険料の納付要件を満たさずにあきらめる方もいらっしゃいます。そんな時は、どんな言葉をかけたらいいのか毎回悩みます。ただ、そのような方も相談をされることで、心が軽くなられ、次のステップに進むことが可能になります。また相談では、そのような方には今後の最善策も提案していけたらと思っています。

ここ数年、障害年金を取り巻く環境も変わりつつあると感じています。最近では、新聞や雑誌に、障害年金認定の地域格差の記事なども掲載されるようになりました。けれど、まだまだ一般の方には障害年金という言葉さえ馴染みがありません。もっと多くの方に障害年金を知っていただくことが、現在障害年金の壁にぶつかって困っている方を救う唯一の方法だと感じています。そのためには微力ではありますが、これからも障害年金の電話相談を続けていき、一人でも多くの方に障害年金というセーフティーネットがあることを、知っていただく努力をしていきたいと思っています。

３士業交流会紹介（とちぎ法務会計交流会）

平成27年６月15日㈪午後５時よりホテル丸治において、弁護士有志、ＴＫＣ栃木支部税理士会員、社労士有志の３士業による交流会（とちぎ法務会計交流会）が行われました。

この交流会は約４年前より弁護士と税理士の２士業により年２回開催されてきましたが、昨年の１月頃より弁護士、税理士側から社労士も参加しませんかというお誘いがあり、社労士有志という形で昨年６月に初参加し、今回が３回目の交流会参加となりました。

研　修　会

今回の交流会は、第１部が研修会となっており、研修会のひとコマ目が当社労士会県央支部会員の武田靖氏が「事業主のための年金相談」というテーマで講師を担当し、ふたコマ目が当社労士会の研修会の講師をしていただいたこともある弁護士の亀岡弘敬先生が「不当解雇」というテーマで講義をされ、大変有意義な研修でした。

また参加者数は弁護士が23名、税理士が20名、社労士21名の総勢64名となりました。

懇　親　会

研修会終了後午後７時頃より当ホテル内で懇親会が行われ、３士業の先生方が活発に名刺交換や情報交換をされ、今回初参加の各士業の先生方が自己紹介をするなど、和気あいあいの雰囲気の中で非常に盛り上がりました。

この交流会の目的の一つに「相互に相談しやすい関係を築いていただく」ということがありますので懇親会は必ず行っております。

３士業交流会に参加したいと思われる方は、次回は11月の予定となっておりますので、県央支部会員（真岡にて開業）近能明正までご連絡ください。

平成27年度県会主催研修会等開催予定のお知らせ

第　1　回　9月14日(月)　10：30～17：00　会場：栃木県教育会館
第　2　回　12月 9 日(水)　13：30～17：00　会場：栃木県教育会館
第　3　回　1月19日(火)　13：30～17：00　会場：パルティとちぎ男女共同参画センター
第　4　回　3月 8 日または 9 日　13：30～17：00　会場：未定

安全管理研修会　11月20日(金)　会場：未定

倫　理　研　修　2月 9 日(火)　会場：栃木県教育会館

※なお、テーマ並びに講師など詳細につきましては、決まり次第お知らせいたします。
また、今年度から基礎実務の研修については、各支部が実施することになりました。
支部研修会では、従来に比べ質問や意見交換の時間を多く設ける予定です。ふるってご参加ください。

県執行部との座談会　（対象：平成26年・平成27年登録の会員）
8月26日(水)　13：30～15：30　会場：社労士会館

平成27年度経営者向け社労士会セミナー

平成27年度の「社労士会セミナー」は、昨年度に続き各商工会議所協力のもと各支部に分かれての開催が決定しました。

会員の皆様はもちろんのこと、顧問先、またはお知り合いの社長様、労務管理ご担当者様にも積極的にお声がけいただきますよう、お願いいたします。

開催日及び会場

支　部	開催日	会　　場
県央支部	10月 6 日	宇都宮市文化会館
県北支部	10月15日	大田原商工会議所
県南支部	10月16日	栃木商工会議所
県西支部	10月23日	佐野商工会議所

テーマ、講師等詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。
また、各会場ともセミナー終了後に、社労士による個別相談会を実施いたします。